

宗教法人日本基督教団、キリスト教保育所同盟保育所サービス第三者評価機関
運営規程

(目的)

第1条 日本キリスト教保育所同盟保育所サービス第三者評価機関（以下「本会」という。）は、福祉サービス利用者の適切なサービス選択に資するため、福祉サービスの質をキリスト教保育の視点から向上を高めることを目的として保育サービス第三者評価事業を実施する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を京都府宇治市小倉町堀池94、北小倉こひつじ保育園に置く。

(評価対象事業)

第3条 本会は、保育分野の保育サービス事業所の第三者評価事業を実施する。

(評価調査者)

第4条 本会には、3名以上の評価調査者を置く。

2 所属する評価調査者は、別紙評価調査者一覧表に記載するものとする。

(事業責任者)

第5条 本会に事業責任者1名を置く。

(事務員)

第6条 本会に事務局を置き、会計責任を担う事務員を置く。

(苦情対応責任者)

第7条 本会に、苦情対応責任者1名、苦情対応担当者1名を置く。

(評価方針)

第8条 本会は、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。
また、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

(事業を行う営業日等)

第9条 この第三者評価事業の業務は、原則として毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月4日）を休日とし、休日以外の午前8時から午後5時の間に業務を行うものとする。

(評価費用の額)

第10条 評価の費用については、30万円とする。

(事業の実施地域)

第11条 この第三者評価事業の業務は、日本国内の保育サービス事業所を対象として行うものとする。

(会計の区分)

第12条 この第三者評価の業務に関する会計は、日本キリスト教保育所同盟一般会計に 属するものとする。

(研修)

第13条 本会は、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

(情報の管理)

第14条 本会は、別に定める守秘義務に関する規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、利用者等並びに本会が評価事業を実施する保育サービス事業所 に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

附 則

この規程は、2007年1月1日から施行する。